

国立研究開発法人情報通信研究機構第4期中長期目標変更（案）の主なポイント

第4期中長期目標(目次)	変更概要
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1. 機構に係る政策体系」(IT基本法、科学技術基本法等、機構の業務の背景となる法律、計画等)に、「サイバーセキュリティ基本法」を追加。 ○ 「2. 政策体系における機構の位置付けと役割(ミッション)」に、法改正によりサイバーセキュリティ演習及びIoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発等の促進に係る業務が追加された旨を追加。
II. 中長期目標の期間	<p style="text-align: center;">—</p>
III. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	<p style="text-align: center;">—</p>
1. ICT分野の基礎的・基盤的な研究開発等 (1) センシング基盤分野 (2) 統合ICT基盤分野 (3) データ利活用基盤分野 (4) サイバーセキュリティ分野 (5) フロンティア研究分野	<p style="text-align: center;">—</p>
2. 研究開発成果を最大化するための業務 (1) 技術実証及び社会実証のためのテストベッド構築 (2) オープンイノベーション創出に向けた産学官連携等の強化 (3) 耐災害ICTの実現に向けた取組の推進 (4) 戦略的な標準化活動の推進 (5) 研究開発成果の国際展開の強化 (6) サイバーセキュリティに関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「2. 研究開発成果を最大化するための業務」に、法改正により追加された「サイバーセキュリティに関する演習」を追加。 <p>(具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全ての国の行政機関、独立行政法人及び指定法人の受講機会を確保する。 ◇ 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体についてもより多くの受講機会を確保できるよう配慮する。 ◇ 対象者に応じた演習内容の多様化などを推進する。
3. 機構法第14条第1項第3号から第5号までの業務	<p style="text-align: center;">—</p>
4. 研究支援業務・事業振興業務等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(2) 情報通信ベンチャー企業の事業化等の支援」に、法改正の内容を以下のとおり反映。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止された基盤法に基づく支援業務を削除。 ・ 追加された円滑化法に基づく新たな支援業務が、IoTサービスの創出・展開につながるものとなるよう努める旨を追加。 ・ 信用基金について、平成33年度を目途に清算する旨を追加。
IV. 業務運営の効率化に関する事項	<p style="text-align: center;">—</p>
V. 財務内容の改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「4. 債務保証勘定」に、法改正により追加した「助成金交付」を追加。
VI. その他業務運営に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ (引用文書に関する技術的修正)
別紙1 国立研究開発法人情報通信研究機構に係る政策体系図	<ul style="list-style-type: none"> ○ (「I. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の変更に伴う技術的修正)
別紙2 国立研究開発法人情報通信研究機構の評価軸等	<ul style="list-style-type: none"> ○ サイバーセキュリティ演習に関する評価軸、指標として以下を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価軸：取組が最新のサイバー攻撃に対応できるものとして適切に実施されたか ・ 指 標：演習の実施回数又は参加人数(モニタリング指標)